

国内感染症対策等の継続

26日、保健省報道官は、28日期限の現行（3月5日発表分）の夜間外出禁止措置等国内の感染症対策について、2週間（4月10日まで）の延長を発表しました（同じく28日が期限の入国措置も現行のまま延長されるものと理解してください）。

よって、引き続き、夜間外出禁止時間は、午後10時から翌午前5時まで。カフェ、レストランは20時まで営業可となります。

なお、文化行事は、3月7日から開催可となっています。

チュニジア国内の新規感染数は減少傾向ですが、各地で英国株の発生や疑い事例が報じられていますので、マスクの着用や上記措置を遵守し、引き続き感染予防にご留意ください。感染症対策は、今後も状況に応じて急遽変更されることが予想されますので、メディア等で最新情報をご確認ください。

感染した場合の対応等について、当館ホームページに掲載していますので、参考にさせていただくと共に、万が一感染が判明した場合は当館にご一報いただくようお願い致します。

参考：当館 HP 新型コロナウイルス関連情報

https://www.tn.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html

参考：外務省海外安全 HP

<https://www.anzen.mofa.go.jp/>

たびレジ変更・解除

<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/index.htm>

令和3年3月27日

在チュニジア日本国大使館

9、Rue Apollo XI、Cite Mahrajene、1082 Tunis、TUNISIE

電話：+216-71-791-251/ 792-363/ 793-417